

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12－102号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12－3号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
機 関		職	機 関		職
本庁	(略)		本庁	(略)	
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以	(略)	
	文書館	館長 副館長	外の機 関	文書館	館長 副館長
	中学校	校長 教頭 事務長			
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。